

この街を  
守る。

この街が好きだから  
自分たちで守る。  
それが私たちの  
使命だから。



あなたのその想いがこの街を守るパワーになる

# 消防団員募集

RECRUITMENT OF FIRE VOLUNTEER MEMBERS



# あなたにしかできない活躍があります!!

## 災害時



消火活動

救護活動

水防活動

### Q 消防団とは

自分たちの街は、自分たちで守るというボランティア精神に基づき、地域の安全と安心を守る一般市民で構成された組織です。

### Q 消防団員とは

消防署で働く消防職員とは異なり、消防団員は普段は仕事や学校などに通いながら、火災や地震などの大規模な災害が発生したときに、災害現場などへ駆けつける非常勤の特別職地方公務員です。

## 平常時



防火指導

消防訓練

救命講習

### Q 消防団に入るには

札幌市内に居住又は通勤・通学されている方で、18歳以上の心身ともに健康な方であれば、性別を問わず入団できます。

### Q 消防団員になったら

活動服などの被服が貸与されるほか、災害などの活動に応じて手当が支給されます。また、活動時にケガなどをした場合には、公務災害補償が受けられます。

## 女性団員の活躍

仕事をしている女性から、主婦や学生まで、地域に密着している女性だからこそ発揮できる能力があります。幼児への応急手当を子育て中の父親・母親に指導したり、地域の会合で防火の呼びかけを行うなど、様々な広報活動で活躍しています。

札幌市の女性消防団員は全国的に見ても多く、現在、約400名の女性消防団員が活動しています。



## 学生団員の活躍

消防団では防火・防災や応急手当の知識や技術を習得できるほか、学校やアルバイトではできない、消火・救命・救助活動などの貴重な体験もできます。人の役に立ちたい人、スキルアップをしたい人、消防士を目指す人、様々な想いで活動している現役学生団員がいます。また、学生の就職活動を応援するため、札幌市長が学生生活での消防団活動を社会貢献活動として認証する制度があります。



## 事業所の社会貢献の証

### 消防団協力事業所表示制度

札幌市では、消防団と事業所の協力体制を促進するため、消防団の活動に協力している事業所に対し、社会貢献の証として表示証を交付する制度を実施しています。表示証を受けられるのは、札幌市が定める要綱に基づき、次のいずれかの条件に該当する事業所となります。

- 従業員が消防団員として3人以上入団している。
- 従業員の就業時間中における消防団活動に積極的に配慮している。
- 災害活動時における資器材の提供、訓練場所、または施設用地の提供等、消防団活動を支援している。

認定を受けた事業所は消防局のホームページに事業所名を掲示します。

社会や地域に貢献しよう!



申請

交付

貢献

社会貢献をアピールできイメージアップにつながります。

下記のいずれかの条件に該当していれば申請できます。



認定を受けると消防団協力事業所の表示証をホームページなどに掲示できます。

### 問合せ先 あなたの住まい、又は通勤通学先の各区消防署へ

中央区の方 ▶ 札幌市中央消防団(中央消防署内) TEL 011-215-2120  
北区の方 ▶ 札幌市北消防団(北消防署内) TEL 011-737-2100  
東区の方 ▶ 札幌市東消防団(東消防署内) TEL 011-781-2100  
白石区の方 ▶ 札幌市白石消防団(白石消防署内) TEL 011-861-2100  
厚別区の方 ▶ 札幌市厚別消防団(厚別消防署内) TEL 011-892-2100

豊平区の方 ▶ 札幌市豊平消防団(豊平消防署内) TEL 011-852-2100  
清田区の方 ▶ 札幌市清田消防団(清田消防署内) TEL 011-883-2100  
南区の方 ▶ 札幌市南消防団(南消防署内) TEL 011-581-2100  
西区の方 ▶ 札幌市西消防団(西消防署内) TEL 011-667-2100  
手稲区の方 ▶ 札幌市手稲消防団(手稲消防署内) TEL 011-681-2100